

要件事項	<p><Air-NACCS/Sea-NACCS 共通> 輸出入者による輸出入申告許可情報の照会業務（I I D、I E X）を実施可能とする。</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 輸出入者は、輸出入申告許可情報の照会業務（I I D、I E X）が実施不可である。</p>
	<p><変更後仕様> 輸出入者について、輸出入申告許可情報の照会業務（I I D、I E X）を実施可能とする。</p>

1. 変更内容

「輸入申告等照会（I I D）」業務、「輸出申告等照会（I E X）」業務において、以下の変更を行う。

（1）入力者チェックの変更

（A）入力可能業種として「輸出入者」を追加する。

※「輸出入者（専業）」「輸出入者かつ通関業等（兼業）」の区別については、I I D業務、I E X業務の業務仕様書の本文には記載されない為、注意が必要である。

（B）入力者の業種によらず、「通関業等としての照会可能チェック」、「輸出入者としての照会可能チェック」の順にチェックし、いずれにも該当しない場合にエラーとなる様に変更する。

（C）入力者が「輸出入者（専業）」の場合は、以下のいずれかに該当することのチェックを行う。

（a）「通関業等」として照会可能か、以下のチェックを行う。

・手続きを行った者によって、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

上記チェックで一致した場合は、「通関業等として照会」するため、既存の出力情報、出力条件となる。

（b）（a）を満たさない場合は、「輸出入者」として照会可能か、以下のチェックを行う。

①申告DBに登録されている輸出入者、または輸入取引者の情報出力先の利用者と一致すること。

②申告DBに登録されている輸出入者、または輸入取引者の情報出力先の利用者と一致しない場合は、情報出力先の利用者の情報を、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

（D）入力者が「輸出入者かつ通関業等（兼業）」の場合は、以下の（a）（b）の順にチェックを行う。

（a）「通関業等」として照会可能か、以下のチェックを行う。

①手続きを行った者と同じの利用者コードであること。

②手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

上記チェックで一致した場合は、「通関業等として照会」するため、既存の出力情報、出力条件となる。

（b）（a）の①、②をいずれも満たさない場合は、「輸出入者」として照会可能か、以下のチェックを行う。

①輸入申告DB等に登録されている輸入者または輸入取引者の情報出力先と同じの利用者コードであること。

②輸入申告DB等に登録されている輸入者または輸入取引者の情報出力先と異なる利用者コードである場合は、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

上記チェックで一致した場合は、「輸出入者として照会」するため、新規の出力情報、出力条件となる。

（E）入力者が「通関業等（専業）」の場合は、以下のチェックを行う。

（a）「通関業等」として照会可能か、以下のチェックを行う。（従来のチェック仕様）

①手続きを行った者と同じの利用者コードであること。

②手続きを行った者と利用者コードが異なる場合は、照会可能な旨がシステムに登録されている

こと。

- (b) (a) の①、②をいずれも満たさない場合は、「輸出入者」として照会可能か、以下のチェックを行う。

・輸入申告DB等に登録されている輸入者または輸入取引者の情報出力先利用者に、照会可能な旨がシステムに登録されていること。

上記チェックで一致した場合は、「輸出入者として照会」するため、新規の出力情報、出力条件となる。

- (F) 上記(C) (a) 及び(b) ②、(D) (a) ②及び(b) ②、(E) (a) ②及び(b) の照会可能な旨は、「照会資格者登録(USS)」業務で登録する。

- (G) IID業務における入力チェック処理の変更

入力者の業種(業種_2の1桁目:輸出入者)が「1」の場合は、「輸出入者コード」欄の入力を不可とする。

「輸出入者(専業)」「輸出入者かつ通関業等(兼業)」の場合は、「輸出入者コード」欄の入力による輸入(引取)申告に係る情報の照会は不可となる。

(2) 輸出入者用照会画面

「輸出入者として照会」する場合に、以下の出力となる様変更を行う。

- (A) 「輸入申告等照会(IID)」業務に関して

「輸入申告等照会(IID)」業務において、輸出入者が照会した場合に、自動的に新規出力情報で照会するように変更する。

端末パッケージを利用した際の印刷用レイアウトは、輸入申告等照会Cに準ずるレイアウトのみとする。

- (a) 対象の新規出力情報

- ①輸入申告等照会(輸出入者用)情報
- ②特例申告照会(輸出入者用)情報
- ③石油製品等移出(総保出)輸入申告照会(輸出入者用)情報

なお、「輸入(引取)申告照会情報」、「輸入マニフェスト通関申告照会情報」は既存画面での照会となる。

- (b) 新規画面の特徴

(ア) 以下の出力項目を新設し、編集出力する。

- ①税科目コード

1 欄目は「関税」を示す「D」を出力する。

2 欄目から7 欄目は内国消費税等の税科目コードを出力する。

- ②税科目名

1 欄目は「関税」を出力する。

2 欄目から7 欄目は内国消費税等の税科目名を出力する。

- ③税額合計

税科目単位に税額を合計し、100円未満切り捨てた金額を出力する。

- ④減税額合計

税科目単位に減税額を合計した金額を出力する。

- ⑤免税額合計

税科目単位に免税額を合計した金額を出力する。

なお、①、②、③は既存の画面にも存在する。

しかし、レイアウトの関係上、既存項目を残し、新設項目を新設する。

したがって、新旧両方の出力項目に同じ内容が出力される。

(イ) 以下の出力項目のラベル名を、画面の海空共通化にともない、変更する。

- ①B/L番号、AWB番号

・「B/L番号1」→「B/L1(AWB)」

・「 2」→「 2(MAWB)」

- ②積載船(機)名

・「積載船舶」→「積載船(機)」

- (B) 「輸出申告等照会(IEX)」業務に関して

「輸出申告等照会（IEX）」業務において、輸出入者が照会した場合は、既存の出力情報を出力する。

(3) 出力項目の編集条件変更

「輸出入者として照会」する場合に、以下の出力項目について、入力者が輸出入者の場合における編集条件を変更する。

(A) 「輸入申告等照会（IID）」業務のみ

①担保登録番号1、2

担保提供者が入力者である輸出入者の場合のみ、出力する。照会不可の場合は、各番号を「*」に置換して出力する。（入力の有無を判断できる）

②口座番号

口座名義人が入力者である輸出入者の場合のみ、出力する。照会不可の場合は、各番号を「*」に置換して出力する。（入力の有無を判断できる）

③個数単位コード

Air-NACCSの場合は、「NO」を出力する。

(B) 「輸入申告等照会（IID）」業務、「輸出申告等照会（IEX）」業務共通

①積載船舶コード

海上貨物の場合は、既存処理と同様、積載船舶コードを出力する。

IID業務においては、Sea-NACCSで航空貨物の場合、及び、Air-NACCSの場合は「A」を出力する。

IEX業務においては、Sea-NACCSで航空貨物の場合に、「A」を出力する。

②記事欄（税関用）

「記事欄（税関用）」に1桁目から、

「統計用税関符号」（4桁）、スペース（1桁）、「申告官署コード」（2桁）のみを出力する。

なお、「記事欄（税関用）」の設定有無に関わらず出力する。

また、「輸入マニフェスト通関申告照会情報」、「輸出マニフェスト通関申告照会情報」においては、税関用の記事欄は存在しないため、「記事欄」に出力する。

(4) 申告DBチェックの変更

「輸出入者として照会」する場合は、照会対象申告情報の申告状態が、当初本申告における「許可・承認」（IBP許可、特例申告受理を含む）の場合に照会できるように申告DB関連チェックを変更する。

なお、輸出申告許可後変更に係る申告情報は照会不可とする。

(5) 補足事項

①輸入申告等照会（輸出入者用）情報については、出力項目表の「輸入承認証等識別」の出力条件／形式欄に「包括審査扱い受理番号」を例に挙げて記述する。

②照会可能期間は、輸出入者以外の業種と同じ期間となる。

2. 変更対象

①「輸入申告等照会（IID）」業務

②「輸出申告等照会（IEX）」業務

3. 特記事項

(1) 共通項目

以下のEDI仕様書について修正を行う。

①付表6-10-3 出力情報コード一覧【輸入関連業務】

②付表6-10-4 対象業務一覧【輸出関連業務】

③付表6-9-3 対象業務一覧【輸入関連業務】

④付表6-9-4 対象業務一覧【輸出関連業務】

(2) 個別項目

①入力者が輸出入者の場合の業務リンクは、既存の通関業用の場合と同様に、以下の通り展開する。

リンク元			リンク先		
業務	システム	出力項目	業務	業務名	入力項目
I E X	A i r	AWB番号／H A WB番号	I G S	輸出貨物情報照会	AWB番号
	S e a	輸出管理番号	I C G	貨物情報照会	貨物管理番号
I I D	共通	担保登録番号	I A S	担保照会	担保登録番号
	A i r	AWB番号／M A WB番号／H A W B番号	I A W	輸入貨物情報照会	AWB番号
	S e a	B／L番号	I C G	貨物情報照会	貨物管理番号

②業務エラーメッセージ（端末ヘルプ）が変更となるため、利用者による端末ダウンロードが必要となる。

4. リリース予定日／サービス開始予定日
平成25年07月21日